

日本年金機構の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成25年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

勤勉手当については、役員報酬規程第12条第2項の規定において、厚生労働大臣が行う業績評価の結果を踏まえて決定できることになっている。

- ・平成25年6月の勤勉手当については、平成23年度の業績評価の結果を踏まえ決定した割合を乗じた額を支給した。
- ・平成25年12月の勤勉手当については、平成24年度の業績評価の結果を踏まえ決定した割合を乗じた額を支給した。

(参考) 役員報酬規程第12条第2項

勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、第4項に規定する役員の在職期間による割合を乗じて得た額に、厚生労働大臣が行う業績評価の結果を踏まえて理事長が決定する割合を乗じて得た額とする。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	改定なし	
理事	改定なし	
理事(非常勤)	改定なし	
監事	改定なし	
監事(非常勤)	改定なし	

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成25年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
		報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
A法人の長	千円 16,408	千円 10,698	千円 3,708	千円 76 (通勤) 1,926 (地域)			
A理事	千円 14,638	千円 8,995	千円 3,866	千円 158 (通勤) 1,619 (地域)	1月1日	12月30日	◇*
B理事	千円 11,597	千円 6,569	千円 3,687	千円 158 (住居) 1,183 (地域)		12月31日	
C理事	千円 11,529	千円 6,536	千円 3,687	千円 24 (通勤) 106 (住居) 1176 (地域)		12月30日	◇
D理事	千円 12,397	千円 7,184	千円 3,790	千円 130 (通勤) 1,293 (地域)		12月31日	
E理事	千円 11,264	千円 6,463	千円 3,557	千円 81 (通勤) 1,163 (地域)		12月30日	◇
F理事	千円 14,062	千円 8,759	千円 3,557	千円 170 (通勤) 1,576 (地域)			◇
G理事	千円 14,116	千円 8,759	千円 3,557	千円 223 (通勤) 1,577 (地域)			◇
H理事	千円 12,064	千円 8,302	千円 2,109	千円 408 (通勤) 1,245 (地域)	4月1日		※
I理事	千円 2,679	千円 2,189	千円	千円 96 (通勤) 394 (地域)	1月1日		※
J理事	千円 2,667	千円 2,189	千円	千円 84 (通勤) 394 (地域)	1月1日		◇
K理事	千円 2,679	千円 2,189	千円	千円 96 (通勤) 394 (地域)	1月1日		※
L理事	千円 2,477	千円 2,037	千円	千円 74 (通勤) 366 (地域)	1月1日		
M理事 (非常勤)	千円 2,352	千円 2,268	千円	千円 84 (通勤)		12月31日	
N理事 (非常勤)	千円 2,447	千円 2,394	千円	千円 53 (通勤)			
O理事 (非常勤)	千円 263	千円 252	千円	千円 11 (通勤)	4月1日		
P理事 (非常勤)	千円 252	千円 252	千円	千円 ()	4月1日		
Q理事 (非常勤)	千円 31	千円 31	千円	千円 ()	1月1日		
A監事	千円 9,817	千円 5,671	千円 2,992	千円 134 (通勤) 1,020 (地域)		12月31日	
B監事	千円 2,257	千円 1,890	千円	千円 27 (通勤) 340 (地域)	1月1日		※
C監事 (非常勤)	千円 1,070	千円 1,008	千円	千円 62 (通勤)		12月31日	
D監事 (非常勤)	千円 652	千円 630	千円	千円 22 (通勤)	1月1日		※

注1:「地域」とは、民間の賃金水準が高い地域に在勤する役員に支給しているものである。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

3 役員の退職手当の支給状況(平成25年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘 要	前職
A法人の長	千円	年	月			該当なし	
B法人の長	4,185	3	1	平成25年1月17日	1.0	業績勘案率は、機構の非常勤理事からなる業績評価委員会において「日本年金機構の役員の退職手当に係る業績勘案率の決定方法」に基づき決定した。	
A理事	千円	年	月			該当なし	◇*
B理事	千円	年	月			該当なし	
C理事	千円	年	月			該当なし	◇
D理事	千円	年	月			該当なし	
E理事	千円	年	月			該当なし	◇
F理事	千円	年	月			該当なし	◇
G理事	千円	年	月			該当なし	◇
H理事	千円	年	月			該当なし	※
I理事	千円	年	月			該当なし	※
J理事	千円	年	月			該当なし	◇
K理事	千円	年	月			該当なし	※
L理事	千円	年	月			該当なし	
M理事 (非常勤)	千円	年	月			該当なし	
N理事 (非常勤)	千円	年	月			該当なし	
O理事 (非常勤)	千円	年	月			該当なし	
P理事 (非常勤)	千円	年	月			該当なし	
Q理事 (非常勤)	千円	年	月			該当なし	
R理事	3,568	3	3	平成25年3月31日	1.0	業績勘案率は、機構の非常勤理事からなる業績評価委員会において「日本年金機構の役員の退職手当に係る業績勘案率の決定方法」に基づき決定した。	
A監事	千円	年	月			該当なし	
B監事	千円	年	月			該当なし	※
C監事 (非常勤)	千円	年	月			該当なし	
D監事 (非常勤)	千円	年	月			該当なし	※

注:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。
退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

機構の人員体制について、基本計画に基づき、合理化・効率化を進めるものとし、人件費について、国家公務員の給与水準の動向や社会一般の情勢も踏まえ、効率化を進める。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員の給与水準の動向や社会一般の情勢を考慮し決定する。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

年功序列を排した能力・実績本位の人材登用や給与体系の確立、人事評価に基づく賞与及び昇給の査定幅の拡大など、成果を上げた職員を適正に処遇する。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
賞与: 勤勉手当 (査定分)	成果を上げた職員を適正に処遇するため、賞与に占める期末手当の支給割合を縮小し、人事評価が反映される勤勉手当の支給割合を拡大している。 勤勉手当は職員の実績評価の結果に応じて定める割合を算定基礎額に乘じた額を支給する。
本俸 (昇給)	職員の能力評価の結果に応じて、5段階の昇給を行う。

ウ 平成25年度における給与制度の主な改正点

- ・国の給与減額支給措置の趣旨を踏まえ、以下の措置を講ずることとした。
(職員について)
 - ・実施期間: 平成24年4月1日～平成26年3月31日
 - ・基本給月額に関する措置: S1～C1 $\Delta 4.77\%$ 、C2～M2 $\Delta 7.77\%$ 、M3～G3 $\Delta 9.77\%$
 - ・諸手当に関する措置: 職責手当 $\Delta 10\%$ 、地域調整手当等の基本給月額に連動する手当(賞与を除く。)の月額は、減額後の基本給月額等の月額により算出
 - ・賞与(期末手当及び勤勉手当)に関する措置: 減額前の基本給月額を基に算出した額から $\Delta 9.77\%$
- (役員について)
 - ・実施期間: 平成24年4月1日～平成26年3月31日
 - ・月例給に関する措置: $\Delta 9.77\%$
 - ・諸手当に関する措置: 地域調整手当の月額は減額後の月例給を基に算出
 - ・賞与(期末手当及び勤勉手当)に関する措置: 減額後の月例給を基に算出
 - ・非常勤役員手当: 勤務1日当たり3,400円の引下げ

2 職員給与の支給状況

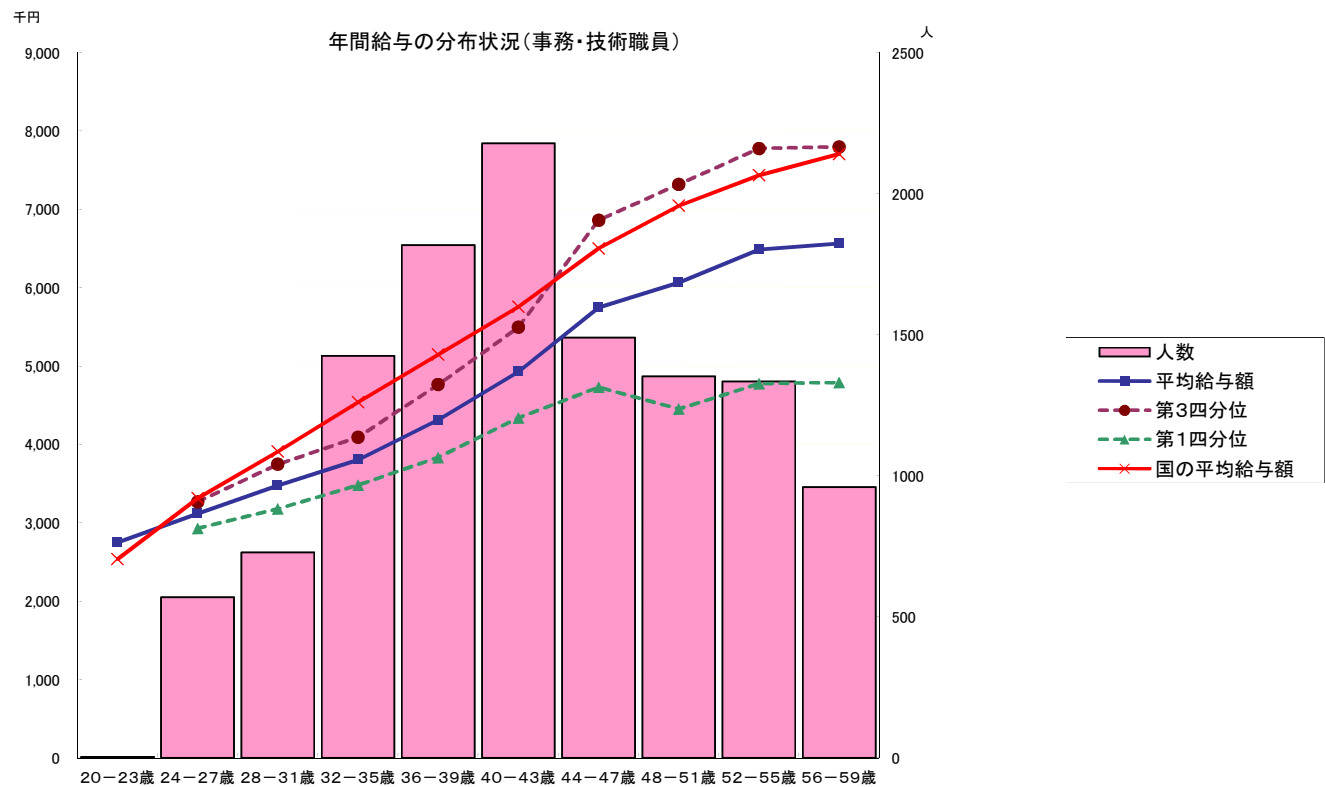
① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成25年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	人 8,918	歳 42.5	千円 5,599	千円 4,327	千円 147	千円 1,272
事務・技術	人 8,918	歳 42.5	千円 5,599	千円 4,327	千円 147	千円 1,272
在外職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
任期付職員	人 2,947	歳 44.3	千円 4,019	千円 3,103	千円 129	千円 916
事務・技術	人 2,947	歳 44.3	千円 4,019	千円 3,103	千円 129	千円 916
再任用職員	人 120	歳 62.4	千円 3,392	千円 3,392	千円 128	千円 0
事務・技術	人 120	歳 62.4	千円 3,392	千円 3,392	千円 128	千円 0
非常勤職員	人 3,343	歳 52.3	千円 1,891	千円 1,891	千円 102	千円 0
事務・技術	人 3,343	歳 52.3	千円 1,891	千円 1,891	千円 102	千円 0

注1:職種(研究職種、医療職種(病院医師)、医療職種(病院看護師)、教育職種(高等専門学校教員))
については該当者がいないため省略した。

注2:「人員」は、平成26年4月1日に在職している常勤職員、任期付職員、再任用職員及び非常勤職員の
うち、平成25年度中の月例給与及び賞与を減額されことなく支給された者についてのものである。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員)〔在外職員、再任用職員及び非常勤職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕



注1:職種(研究職種、医療職種(病院医師)、医療職種(病院看護師)、教育職種(高等専門学校教員))については該当者がいないため省略した。

注2:「人員」は、平成26年4月1日に在職している常勤職員及び任期付職員のうち、平成25年度中の月例給与及び賞与を減額されることなく支給された者についてのものである。

注3:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
代表的職位 〔本部グループ長 ・本部一般職群(S1、S2)〕	107	53.2	8,437	8,801	9,109
	452	34.1	3,683	3,932	4,202

注:機構における代表的職位について記載したものである。

③ 職級別在職状況等(平成26年4月1日現在)(事務・技術職員)

(常勤職員)

区分	計	S1	S2	C1	C2	M1	M2	M3	G1	G2	G3
標準的な職位		一般職群	一般職群	一般職群 (主任)	一般職群 (調査役)	グループ長 事務所課長	グループ長 事務所長	グループ長 ブロック本部部长	本部部长	本部部长	本部部长
人員 (割合)	8,918人	756人 (8.5%)	1,826人 (20.5%)	2,182人 (24.5%)	1,850人 (20.7%)	1,736人 (19.5%)	495人 (5.6%)	40人 (0.4%)	28人 (0.3%)	4人 (0.0%)	1人 (0.0%)
年齢(最高 ～最低)		44～24歳	59～26歳	59～31歳	59～37歳	59～40歳	59～45歳	59～50歳	59～47歳	59～57歳	
所定内給 与年額(最高 ～最低)		千円 3,430～2,034	千円 4,532～2,355	千円 4,896～2,826	千円 6,580～3,539	千円 7,138～4,536	千円 8,158～5,307	千円 8,102～6,414	千円 8,646～7,496	千円 9,113～8,141	千円
年間給与 額(最高～ 最低)		千円 4,349～2,657	千円 5,508～2,941	千円 6,225～3,728	千円 8,179～4,597	千円 9,090～5,871	千円 10,269～6,935	千円 10,271～8,406	千円 11,381～9,814	千円 12,184～10,872	千円

(任期付職員)

区分	計	S1	S2	C1	C2	M1	M2	M3	G1	G2	G3
標準的な職位		一般職群	一般職群	一般職群 (主任)	一般職群 (調査役)	一般職群 (調査役)	一般職群 (調査役)				
人員 (割合)	2,947人	686人 (23.3%)	1,444人 (49.0%)	673人 (22.8%)	79人 (2.7%)	63人 (2.1%)	2人 (0.1%)	(%)人	(%)人	(%)人	(%)人
年齢(最高 ～最低)		51～22歳	59～32歳	59～38歳	59～44歳	59～50歳		～歳	～歳	～歳	～歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)		千円 3,296～1,958	千円 3,886～2,311	千円 4,604～2,843	千円 5,374～3,733	千円 5,511～4,331	千円	～千円	～千円	～千円	～千円
年間給与 額(最高～ 最低)		千円 4,191～2,557	千円 4,930～3,072	千円 6,011～3,721	千円 7,061～5,040	千円 7,254～5,785	千円	～千円	～千円	～千円	～千円

注1:職種(研究職種、医療職種(病院医師)、医療職種(病院看護師)、教育職種(高等専門学校教員))については該当者がいないため省略した。

注2:「人員」は、平成26年4月1日に在職している常勤職員及び任期付職員のうち、平成25年度中の月例給与及び賞与を減額されることなく支給された者についてのものである。

注3:常勤職員のG3級における該当者が1人、任期付職員のM2級における該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

④ 賞与(平成25年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 50.1	% 49.9	% 50.0
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 49.9	% 50.1	% 50.0
		%	%	%
	最高～最低	56.4～34.4%	56.4～36.8%	56.4～37.5%
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 59.4	% 59.2	% 59.3
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 40.6	% 40.8	% 40.7
		%	%	%
	最高～最低	53.4～16.0%	50.0～35.0%	51.0～33.9%

⑤ 職員と国家公務員との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

86.2

注：当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容		
指数の状況	対国家公務員 86.2		
	参考	地域勘案	87.6
		学歴勘案	86.5
		地域・学歴勘案	87.9
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由			
給与水準の適切性の検証	【支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 100%】 (国からの財政支出額 295,305百万円、支出予算の総額 295,305百万円：平成25年度予算) 【累積欠損額 0円(平成24年度決算)】 【管理職の割合 30%(常勤職員数8,918名中2,659名)】 【大卒以上の高学歴者の割合 53%(常勤職員数8,918名中4,742名)】 【支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合 34%】 (支出総額 291,505百万円、給与・報酬等支給総額 100,226百万円：平成24年度決算) 【検証結果】 (法人の検証結果) 平成25年度における数値は、国家公務員より低い水準であり、適切な取組の結果と考えられる。 本法人は国から委任・委託を受けて業務を行っているため、支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合は100%となっている。 大卒以上の高学歴者の割合は53%となっているが、国と比較し、学歴勘案の指数は100を下回っている状況である。 また、平成24年度決算における支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合は34%となっているが、給与水準が国に比べて低いことから、直ちに国の財政支出を増加させることにつながるものではないと考えられる。 (主務大臣の検証結果) 国家公務員と同水準であり、適切な取組の結果と考えられる。		
講ずる措置	引き続き、国家公務員の給与水準の動向や社会一般の情勢を踏まえ、必要に応じ、効率化を図っていく。		

○比較対象職員の状況

・事務・技術

①表(職種別支給状況)の常勤職員欄の8,918人、任期付職員欄の2,947人
計11,865人
11,865人の平均年齢43.0歳、平均年間給与額5,207千円

III 総人件費について

区 分	当年度 (平成25年度)	前年度 (平成24年度)	比較増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 102,258,508	千円 100,226,674	千円 (%) 2,031,834 (2.0)
退職手当支給額 (B)	千円 6,963,876	千円 6,171,375	千円 (%) 792,501 (12.8)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 2,781,194	千円 894,327	千円 (%) 1,886,867 (211.0)
福利厚生費 (D)	千円 16,344,253	千円 15,992,841	千円 (%) 351,412 (2.2)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 128,347,831	千円 123,285,217	千円 (%) 5,062,614 (4.1)

総人件費について参考となる事項

本機構については、政府の社会保険庁改革の一環として閣議決定された、「日本年金機構の当面の業務運営に関する基本計画」において、当面の業務に必要な人員が既に決定されていることから、総人件費改革の削減対象法人とはされていない。

IV 法人が必要と認める事項

特になし